

令和8年第3回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和8年3月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 8 年 第 3 回 東 串 良 町 農 業 委 員 会 会 議 録

招集年月日							令和 8 年 3 月 2 5 日						
招集場所							東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言		開会		令和 8 年 3 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長		大村 教男			
		閉会		令和 8 年 3 月 2 5 日 午前 1 0 時 2 3 分				議長		大村 教男			
農業委員		出欠	番号	氏 名		出欠	番号	氏 名					
出席数 7 名 欠席数 1 名 出席○ 欠席×		×	1	吉ヶ崎 弘一		○	5	鶴丸 千尋					
		○	2	松留 立美		○	6	木佐貫 一孝					
		○	3	稲村 照隆		○	7	櫻木 孝二					
		○	4	大村 教男		○	8	内村 初子					
最適化推進 委員		○		有留 幸路		○		松元 友信					
出席数 7 名 欠席数 1 名		○		中村 春樹		○		杉木 秀幸					
		○		福岡 みどり		○		松留 和江					
		×		村吉 博美		○		谷口 憲三					
会議録署名委員		3 番		稲村 照隆		5 番		鶴丸 千尋					
出席した事務局職員		局長		上野 勝志		書記		宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅					
会議 に付 した 事項		日程第 1 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について											
		日程第 2 議案第 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について											
		日程第 3 議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について											
		日程第 4 議案第 1 2 号 非農地証明願について											
		日程第 5 議案第 1 3 号 令和 8 年度農作業の標準賃金について											

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。吉ヶ崎委員、村吉委員より欠席届が提出されております。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第3回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3番稲村委員と5番鶴丸委員をお願いいたします。ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が2件2筆、農用地等の利用権による賃借権の合意解約が2件3筆、使用貸借権の合意解約が3件3筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

それでは議事に入る前に事務局から、令和8年2月定例総会資料に一部訂正がありましたので、事務局の方から報告をお願いします。

事務局（出水）

それでは、報告させていただきます。

2月定例総会資料において、議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見についての賃借権の8番、使用貸借権の5番、6番につきましては、終期に誤りがありました。

また、基盤強化促進法による賃借権の合意解約についても1番の地番に記載の誤りがありました。

さらに農用地等の利用権の合意解約について、1件の追加がありました。

それぞれについては、赤字で訂正を行い、資料最後に添付させていただきましたので、確認の方をよろしくをお願いいたします。

以上で2月定例総会資料の訂正についての報告を終わらせていただきます。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第9号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が4件、使用貸借権が4件あります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規及び更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 1 議案第 9 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 10 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権が 7 件、所有権移転が 5 件となっております。

それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料 7 ページの所有権移転の 59 番については現地調査を行っておりますので報告を櫻木委員よろしくお願いします。

櫻木委員

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 3 月 13 日金曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を、私と内村委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお、関係者として、農地の譲渡人の〇〇さんの妻が出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が農地をもらい受けるものであり、作付予定作物は飼料作物となっております。

譲受人の農作業の経験は、10 年であり、農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は鹿屋市で、車で約 25 分ということですが通作に関して問題はないものと思われま

す。さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 3 ページをご覧ください。

賃借権設定の 51 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。なお、借人は鹿屋市在住ですが、令和 6 年 4 月に現地調査を行っており、売買の実績もあるため、省略させていただきます。

次に 52 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 53 番、貸人は〇〇さんと〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 54 番、貸人は〇〇さんと〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 5 ページをご覧ください。

次に 55 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 56 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 6 ページをご覧ください。

次に 57 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 7 ページをご覧ください。

所有権移転の 58 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に 59 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略いたします。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 60 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に 61 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 62 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 2 議案第 10 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が 2 件きており、全て現地調査を行っております。

最初に資料 10 ページの〇〇株式会社さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を中村委員よろしくお願いします。

中村委員

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 3 月 13 日、金曜日に転用にかかる現地調査を私と木佐貫委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として譲受人と譲渡人から委任を受けている行政書士の〇〇様が出席されました。

今回の転用目的は発電事業や電気の販売等をおこなっている譲受人が、申請地に蓄電所を設置するものとなっています。

申請地は、役場からの距離が 500m以内であることから第 2 種農地に相当するものと思われ、農用地、地域計画からも外れていることから、申請することに問題はないものと思われれます。

申請地が選定された理由としましては、周辺に高い建築物等が無く、十分な日照を確保することができる他、周辺に幅 6m以上の道路と接しており、大型トラックやラフターの通行や侵入に便利であるためとなっています。

また、申請地の面積を必要とする理由としましては、蓄電施設の設置および作業員の駐車スペースに併せて、保守管理等のために使用する大型トラックやラフターの通行、旋回、作業スペースを確保する必要があるためとなっています。

また、工事の際には隣接農地へ影響を及ぼさないよう慎重に工事を行い、もし苦情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可がおりても特に問題はないものと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料 12 ページの有限会社〇〇さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を、松留立美委員よろしくお願ひします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 3 月 1 3 日、金曜日に転用にかかる現地調査を私と松留和江委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として今回の借人となっている有限会社〇〇さんが出席されました。

今回の転用目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。

申請地は周囲の農地の広がり状況から、転用が原則おこなえない第 1 種農地に相当するものと思われれますが、今回の申請では転用期間が 1 年間と限定されているこ

とから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当するものと思われま

す。なお、農用地および地域計画においては区域外となっており、除外や計画変更の手続きは不要です。

また、借人は工事の際には保安距離を厳守し、周囲に被害がでないよう

に作業を進めるとしており、苦情等があった場合にも、誠意を持って対応するとしております。農地復元についても許可後1年以内に行うこととなっていることから、転用の許可を出しても特に問題はないものと思われま

す。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

議長（大村）

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

以上をもちまして日程第3議案11号農地法第5条第1項の規定による農地転用

許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第12号非農地証明願についてを議題といたします。

今回は、申請が1件あり、現地調査を行っております。

資料13ページの〇〇さんからの申請につきまして、現地調査の報告を木佐貫委員にお願いいたします。

木佐貫委員

それでは報告させていただきます。

令和8年3月13日金曜日に非農地証明にかかる現地調査を私と中村委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として申請人である〇〇さんから委任を受けている行政書士の原田さんが出席されました。

申請地については、現在登記上の地目は畑となっており、農地とされていますが、現地を確認したところ、宅地化しており、農地として使用することは難しい状態でした。

申請人によれば、このように非農地化してから、既に20年以上経過しているとのことであり、農地として復元することも難しいと思われることから、申請地を非

農地として判断することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上をもちまして日程4議案第12号非農地証明願についての審議を終えたいと思

議長（大村）

次に、日程第5議案第13号令和8年度農作業の標準賃金について議題といたし

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料14ページをお開きください。

それでは資料に基づいてご説明いたします。

まず農作業日雇賃金については、令和7年11月1日時点における鹿児島県の最低賃金である1,026円を基に、1日8時間労働するものを想定して算出してあります。

続いて10a当たりの請負作業賃金につきましては、JA東串良支所より情報提供および町内農業者への聞き取りを基に令和8年2月の最適化推進会議で確認した金額を記載しています。なお、水田、畑の耕起については、摘要欄に2回目以降は協議するように記載を入れています。また、バインダーによる稲刈りの請負については、本年度より項目を削除しています。

最後に、東串良町の水田、および畑の賃借料情報でございますが、水田の場合、令和7年1月から12月までの10アール当たりの平均額が12,300円、最高額が21,900円で、最低額が9,500円となっております。

続いて普通畑の場合、令和7年1月から12月までの10アール当たりの平均額が12,000円、最高額が20,900円で、最低額が8,600円となっております。

なお、賃借料については、ハウス等の特別な条件での賃借は除いて算出してあります。

また、請負作業賃金および賃借料については、あくまで目安であり法的な強制力

はありません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
よって、日程第5議案第13号令和8年度農作業の標準賃金については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

4月の現地調査を4月14日火曜日に行います。
定例総会を4月27日月曜日、4月定例総会申請分の申請締切を3月31日火曜日までとします。

議長（大村）

ありがとうございました。
以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。
これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分